



令和6年 11月13日(水)
(2024年)

No. 16262 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6ヵ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆2023年標準化団体IEEEのIPR Policy改訂と企業への影響(1)

☆[春宵一刻] 法隆寺五重塔と近代合理主義(8)

2023年標準化団体IEEEのIPR Policy改訂と 企業への影響

東京科学大学 産学共創機構 技術プロモーション室長補佐・弁理士
小林 和人

1. はじめに

多くの標準化団体は、標準特許の取扱い方針をパ
テントポリシーとして制定し、標準規格策定に際し
て標準規格必須特許(以下、必須特許)を保有する
会員に、必須特許をライセンスする意思の有無とそ
の条件を宣言させている(以下、FRAND宣言)。

この十年ほど、スマートフォン・タブレットなどの
情報通信機器を中心に標準規格の技術を搭載する製

品が増加するとともに、必須特許に基づいた特許侵
害訴訟や係争が多発するようになった。裁判では標
準化団体の定めるFRAND条件の解釈が争点となり、
具体的にどのようなレート(金額)算定方法であれ
ばFRANDと言えるのか、ライセンス交渉で特許権者
や特許実施者に求められる態度や手順はどうあるべ
きか等が判示されてきた。このような状況を鑑みて
いくつかの標準化団体においてもFRANDの定義を明



創業1923年
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司

代表弁護士 杉村 光嗣*

岡本 岳*
深津 拓寛*
駒木 寛隆*
高橋 恵美*
草留 夕雅*
渡辺 窓花*
奥 結美子*
寺田 光邦*
田邊 実*
高倉 みゆき
清水 正一
今井 正敏

澤田 達也
吉澤 雄郎
鈴木 治
齋藤 恭一
柿沼 公二
門田 尚也
水間 章子
山崎 誠
松村 直樹
泉 卓也
木村 正典

富田 和幸
村松 由布子
田中 達也
河合 隆慶
小松 靖之
藤本 一
塩川 未久
貴志 浩充
高井 良 克己
金澤 佑太
水口 拓歩
森本 諒

塚中 哲雄
山口 雄輔
坪内 伸
酒匂 健吾
朴 暁哲
内海 一成
橋本 大佑
鹿山 昌代
小山 祐
齋藤 詩織
五百川 惟志
岩崎 新

下地 健一
石川 雅章
岡野 大和
片岡 憲一郎
粟野 晴夫
市枝 信之
大島 かおり
北村 慎吾
長嶺 晴佳
屋代 直樹
里見 紗弥子

大倉 昭人
川原 敬祐
結城 仁美
坂本 晃太郎
真能 清志
中山 健一
田中 睦美
伊藤 佐保子
福村 直久
上原 真
郷原 忍

寺嶋 勇太
吉田 憲悟
色部 曉義
加藤 正樹
甲原 秀俊
井上 高雄
鈴木 裕貴
Eric 邦夫 Morton**
佐々田 洋一
中田 未来生
横田 顕

前田 勇人
永久保 宅哉
伊藤 怜愛
福井 敏夫
鈴木 俊樹
辻 啓太
Stephen Scott***
高坂 晶子
木下 直俊
市川 蓮太郎
米崎 ゆかり

* 弁護士
** 米国弁護士
*** 欧州弁理士

所員225名うち弁理士91名、弁護士10名、米国弁護士1名、欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>